

3 建築物等における色彩の基準

◆町田市特性と色彩基準の考え方

市内の建築物等の色彩調査を実施した結果、町田市色彩景観は、暖かみがあり、明るく落ち着いた外壁の色彩や、明るさや鮮やかさを抑えた屋根の色彩が特徴となっています。緑豊かな町田市特性を生かし、緑の葉の鮮やかさ（彩度6程度）より落ち着いた色を基調とし、緑と調和し、草花や空の色の映えるまち並みを形成します。

- ① 原色に近い鮮やかな色彩は避け、空や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖かみのある落ち着いた色彩を基本とします。
- ② 地域の景観特性を踏まえ、良好なまち並みを維持するとともに、地域の特性に応じた色彩の誘導を図ります。

色彩の基準は、景観法第17条第1項に規定する景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限とし、JIS規格に採用されている「色の表示方法—三属性による表示（JIS Z 8 7 2 1）」に準拠した「マンセル表色系^{※1}」を用い、別表1のとおり定めます。

- 注1) 工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様にする。ただし他の法令で使用する色彩が定められているもの、トラス構造物等で壁面と認識できないものについてはこの限りでない。
- 注2) 建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分の色彩についてはこの基準を適用しない。
- 注3) 市民と馴染みが深い地域のイメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会等の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

※1 マンセル表色系：アメリカの画家、美術教育家のA.H.マンセルが考案した色を客観的に表す表示体系のこと。すべての物体色を色相、明度、彩度という3つの尺度（色の三属性）の組み合わせによる記号（マンセル記号）で表示し、主観による個人差が生じない客観的な情報として伝達することができる。日本工業規格に採用されるなど、産業界に広く普及している。

別表1 建築物等における色彩の基準

属性	対象の概要		色彩基準 ※外壁基本色は各面80%以上とし、強調色+アクセント色は合わせて各面20%未満まで使用できます。									基本的な考え方	備考			
	ゾーン・地区	規模・要件	外壁基本色 (各面の4/5はこの範囲から選択)			強調色 (各面の1/5はこの範囲も可)			アクセント色	屋根色						
			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	各面の1/20以下	色相	明度			彩度		
景観形成ゾーン	丘陵地ゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	OR～4.9YR	4以上8.5未満	4以下	OR～4.9YR	—	—	OR～5.OY	6以下	4以下	—	外壁の基本色は、ゾーンの骨格的景観要素となっている緑や水の色彩と調和した落ち着きとうるおいのある景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とする。また、一定規模を超える建築物等については、強調色が丘陵地の自然から突出することがないよう、中彩度の色彩までに制限する。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都景観基本軸（緑地系）を継承。屋根の基準について、基準の実効性を踏まえ色相幅を拡張。一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。		
			5.OYR～5.OY			5.OYR～5.OY									6以下	
			その他			その他									2以下	
	住まい共生ゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	—	OR～5.OY	6以下	4以下	—	外壁の基本色は、住環境にふさわしい落ち着いた景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とする。また、一定規模を超える建築物等については、強調色が穏やかな住環境から突出することがないよう、中彩度の色彩までに制限する。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を発展継承し、暖色系色相についてもより落ち着いた色彩範囲（彩度4以下）に制限。屋根について基準を付加。一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。		
				8.5以上の場合	1.5以下										4以下	
			5.OYR～5.OY	4以上8.5未満の場合	4以下	5.OYR～5.OY									6以下	
				8.5以上の場合	2以下										2以下	
			その他	4以上8.5未満の場合	1以下	その他									2以下	
				8.5以上の場合	1以下										2以下	
	にぎわいゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	—	—	OR～5.OY	6以下	4以下	—	—	外壁の大部分については、落ち着きが感じられ、周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。強調色やアクセント色については規制を行わないが、その面積は外壁各面の20%以下とし、主に建物低層部で用いるようにする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を継承。屋根について基準を付加。にぎわいが求められる地区であることを加味し、強調色については数値基準を設けない。		
				8.5以上の場合	1.5以下											6以下
			5.OYR～5.OY	4以上8.5未満の場合	6以下										5.OYR～5.OY	6以下
			8.5以上の場合	2以下											2以下	
その他			4以上8.5未満の場合	2以下	その他										2以下	
			8.5以上の場合	1以下											1以下	
	(建築物) 高さ≥45m 延べ面積≥15,000㎡ (工作物) 高さ≥45m 築造面積≥15,000㎡	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	—	OR～5.OY	6以下	4以下	—	外壁の大部分については、落ち着きが感じられ、周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。強調色の面積は外壁各面の20%以下とし、主に建物低層部で用いるようにする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を継承。屋根について基準を付加。			
			8.5以上の場合	1.5以下										6以下		
		5.OYR～5.OY	4以上8.5未満の場合	6以下	5.OYR～5.OY									6以下		
			8.5以上の場合	2以下										2以下		
		その他	4以上8.5未満の場合	2以下	その他									2以下		
			8.5以上の場合	1以下										1以下		
景観形成誘導地区	町田駅前通り地区	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	10R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	—	OR～5.OY	6以下	4以下	—	外壁の大部分については、市の新しい顔として品格のある景観を形成するため、中彩度までの色彩を基本とする。また、ほとんどの建築物等が暖色系色相を基調としている現況を踏まえ、基本色の色相を暖色系又は無彩色の範囲に制限する。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都一般地区を発展継承し、基本色については、暖色系色相及び無彩色のみに制限。屋根について基準を付加。一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。		
				8.5以上の場合	1.5以下										6以下	
			5.OYR～5.OY	4以上8.5未満の場合	6以下	5.OYR～5.OY									6以下	
		8.5以上の場合	2以下		2以下											
	その他	4以上	0以下	その他	2以下											
	小野路宿通り地区	延べ面積>10㎡	OR～4.9YR	3以上8.5未満	4以下	—	—	OR～5.OY	6以下	4以下	—	—	外壁の基本色は、地区の骨格的景観要素となっている緑や水の色彩と調和した落ち着きとうるおいのある景観を形成するために、中彩度・低彩度の色彩とする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都景観基本軸（緑地系）を継承。屋根の基準について、基準の実効性を踏まえ色相幅を拡張。		
			5.OYR～5.OY												5.OYR～5.OY	6以下
			その他												その他	1以下
	多摩境通り地区	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	—	OR～5.OY	6以下	4以下	—	外壁の大部分については、にぎわいの中にも品格が感じられる新しい沿道のまちなみ景観を形成するため、中彩度までの色彩を基本とする。屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	東京都景観計画では、景観基本軸（緑地系）に位置するが、周囲が開けた地域であることを加味し、一般地域と同等の基準を適用。基本色を緩和する一方、一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。		
				8.5以上の場合	1.5以下										4以下	
			5.OYR～5.OY	4以上8.5未満の場合	6以下	5.OYR～5.OY									6以下	
				8.5以上の場合	2以下										2以下	
その他			4以上8.5未満の場合	2以下	その他	2以下										
			8.5以上の場合	1以下		1以下										